

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

明末清初の広西におけるチュアン(壮)族：
王士性・黄之雋の著作の分析を中心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2015-10-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 誠之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5812

明末清初の広西における

チュアン（壮）族

——王士性・黄之雋の著作の分析を中心に——

塚 田 誠 之

一、序 言

二、非土司型チュアン族

(一) 分布地域

(二) 村落の立地条件と生業様式

(三) 漢族との関係

(四) 社会体制

(五) 文化

三、土司型チュアン族

(一) 統治権力との関係

(二) 土官領における統治の状況

(三) 土司型チュアン族の文化と漢文化の移入

四、結びに代えて

註

参考文献

一、序 言

概して漢籍中の華南「少数民族」に関する史料は、量的には諸書に断片的に散見される程度に過ぎず、また質的にも漢族統治階層の現実的関心に基くところの軍事・行政関係の情報（例えば少数民族の「反乱」の発生とそれに対する弾圧の経過等）に記載の重点が置かれ、しかも一種の自民族中心主義に陥りがちであり、実際に観察を通じて同時代における諸民族の実態を客観的・具体的に描写したいわゆる民族誌としての価値を認めることができるものは非常に少ない。

その中で明末の王士性と清初の黄之雋の著作は、（自民族中心主義的な見方を完全に脱却し得たとはいえないものの）当時の広西の少数民族に関して、とりわけチュアン（壮, Zhang）族の実態を把握する上で有力な手懸りとなる記事を比較的多く含み、その点で注目し得る。しかも両者は、ともに一定期間広西に滞在した経験を持ち（王士性は万曆十七年（1589）四月に広西布政使司右参議に任ぜられ、また黄之雋は康熙五十―五十七年（1711―1718）の間、广西巡撫陳元龍の幕下にあった）実際の見聞に基いて著作したように考えられ、その点でも史料的价值を一層評価することができる。すなわち、それらは王士性の『広志釋』（『台州叢書』に所収）と『桂海志統』³（汪森『粤西叢載』卷十八『蛮習』に所収）、および黄之雋の『唐堂集』卷十七雜著一『广西諸蛮志』・『土官志』とである。

本稿では、右の史料の分析を中心として（他の若干の史料をも参

照しつつ)、明末清初におけるチュアン族(非土司型と土司型の双方を含む)の生態や社会・文化、および漢族との政治・社会的関係の実態を検討することとする。

【史料原文】

*文中の「獠」はチュアン族を、「猺」はヤオ族を指す史料用語。

括弧内は塚田による補足。なお、行論の都合上、記事のものとの配列を(論理に影響しない範囲で)変えてある。

『広志釋』

- ① 広右異于中州、而柳・慶・思三府又独異。蓋通省如桂・平・梧・潯・南寧等処、皆民夷雜居、如錯砦然。民村則民居民種、獠村則獠居獠耕。州邑鄉村所治、猶半民也。右江三府、則純乎夷。僅城市所居者民耳、環城以外、悉皆獠獠所居。皆依山傍谷、山衝有田可種處、則田之。坦途大陸縱沃、咸荒棄而不顧。然獠人雖以征撫附籍、而不能自至官輸糧、則寄託于在邑之民、獠借民為業主、民借獠為佃丁、若中州詭寄者然。每年止收其租以代輸之官、以半餘入於己。故民無一畝自耕之田、皆獠種也。民既不敢居獠之村、則自不敢耕獠之田。即或一二貴富豪右有買獠田者、止買其券而令人租耳、亦不知其田在何處也。
- ② 獠獠之性、幸其悉險阻、傍山而居、倚冲而種。長江大路、棄而与人。故民夷得分土而居。若其稍樂平曠、則廣右無民久矣。
- ③ 廣右山俱無人管轄、臨江山官府召商伐之、村內山商旅募人伐之、皆任其自取。至于平原曠野、一望數十里不種顆粒。獠人所種止山衝、水田十之一二耳、又多不知種麥粟。地之遺利可惜也。
- ④ 自韓襄毅(雍)之征藤峽、王文成(守仁)之設九司、嗣後大率雖無、小醜間作。至世廟末、劫藩司、殺黎大參極矣。邇乃征古田、

征府江、征懷(遠)、征八寨、召商伐木、江河道路始通。前者各獠獠往來江辺、鈎船截路、殺人越貨。即郵筒、非集兵不行。惟古田一舉、大快積憤。蓋諸獠(獠)挾險、初不虞官兵之遂入也。

⑤ 獠獠之俗、祖宗有仇、子孫至九世、猶興殺伐。但以強弱為起滅、謂之打冤。欲怒甲而不正害甲也、乃移禍于乙、而令乙來害甲、謂之著事。白昼掠人于道、執而囚之、必索重賂而贖乃婦、謂之墮禁。兩村相殺、命斃不償、斃者以頭計。每頭賠百兩、或幾十兩、以積數之多寡為貴。實無兩也、而以件代之。如家一為一兩、而一雞一布、亦為一兩也。撫安獠老為其和畢、則截刀為誓、始不報冤、謂之賠頭。諺云、獠殺獠、不動朝、獠殺獠、不告狀。

⑥ 廣東用廣西之木、廣西用廣東之塩。廣東民間、資廣西之米穀東下。廣西兵餉、則借助于廣東。廣東人性巧、善工商、故地稱繁麗。廣西坐食而已。

⑦ 土州民既納國稅、又加納本州賦稅。既起兵調戍廣西、又本州時與鄰封戰爭殺戮。又土官有慶賀、有罪贖、皆攤土民賠之。稍不如意、即殺而沒其家。又刑罰不以理法、但隨意而行。故土民之苦、視流民百倍、多有逃出流官州縣為兵者。

⑧ 右江土兵、喜于見調。調土兵、人給行糧、俱為土官所得、兵自齎糧以往。且獻名倍役者之數、以規糧給。即歲額戍守之兵、亦殘衰不堪用。然國家立法初意、第欲使之分其民以為我役、姑以戍守為名耳。左江兵弱、更不堪調。

⑨ 雲・貴土官、各隨流官行禮、稟受法令。獨左・右江土府州縣、不謁上司、惟以官文往來、故桀驁難治。其土目有罪、徑自行殺戮。時有以官祖母・官母護印者。其族類、文移亦稱官弟・

官男。

⑩右江土州梟險、法嚴。土民無如其官何、而官抗國法。左江土州梟、官畏國法。然勢弱、往往為土民逐驅弑逆、而官又無如民何。此兩江土官之大較也。

⑪土官爭界·爭襲、無日不尋干戈。刃人無故死于鋒鏑者、何可以數計也。春秋·戰國時事當是如此、若非郡梟之設、天下皆此光景耳。

《桂海志統》

⑫獠性稍馴易制服、緣近民、為城中人佃丁也。獠性最惡難馴。

⑬獠俗、男女服色尚青、蠟点花斑、式頗華。但領袖用五色絨線、繡花于上。

⑭居室、無間貧富、俱喜架樓、名之曰欄。上人下畜、不嫌臭穢。

⑮娶婦回父母家、与獠同。惟耕作·收穫·四時節令、方至夫家。

至不与言語、不与同宿、寄宿于鄰家之婦女。一二年間、夫治欄成、与人私通有孕、方歸住欄。大都夸人首子、皆他人所生。故夸無無子者、其種類不絕、以是也。

《广西諸蛮志》

⑯广西諸郡。桂林之靈川·陽朔多獠。興安多獠。永寧·永福、

尤深阻為淵藪。全州·灌陽、俱有獠。平樂之荔浦、獠居十五、獠居十二。賀縣·永安、皆獠獠巢穴。梧州之北流·岑溪有獠。

鬱林·懷集有獠。潯州之平南多獠。貴縣多狼。南寧之婦德有狼。柳州獠獠尤多。慶遠有獠。思恩有狼。餘則有土蛮而無獠獠。

⑰獠雖獠悍、然畏見官府、不敢親詣州縣。其田糧輒請吏民之猾者、立戶代之輸、而倍償其數、謂代輸者為田主、而代輸者反謂有田者為佃丁。伝至子孫、忘其非己有、輒索租於獠獠。獠獠曰、

「我田也、爾安得租。」代輸者執其州縣所給糧單、以為拠曰、「我田也、爾安得抗租。」於是訟不解、官亦不能辨為誰之田。然

必左袒民、而抑獠獠、獠獠愈不服。嚮者、獠獠固為害。今久治平、文武大吏、能以法繩之、稍馴良矣。与民往来、或為婚姻。故其俗自相殺、不敢侵百姓、乃以爭田租故、或相賊殺、則民使然也。

⑱獠人与獠亦類。出入必挾弓矢、雖睡眦怨、必相擊殺。被殺者之子、或幼未能報、則植樹於庭、以識之。既与樹俱長、則曰是可報矣。即厲刃往殺仇者。仇者被殺、則其家亦然。

⑲獠婦善為蠱。或客於獠、与婦私者。欲別則約之復來、視期之遠近、以下蠱。謂之定年藥。過期則藥發而死、如期至則婦以藥解之。当其下蠱時、人不覺也、故中人多死。有覺之者、為女字坐、則蠱不靈。蠱有鬼、曰藥鬼。藥鬼有時去此家、附彼家。故獠婦謹事之、必使其蠱世傳不絕以為神。且能致富、其蠱曰金蠶蠱、移到他家、曰嫁金蠶。

⑳人馴獠俗淫、然我朝有某貞婦者。年少夫死、閉門事姑維謹。獠少年過其門、為竹枝歌、以挑之。婦聞而哭曰、「若謂我不能死乎。我以姑老耳。若復至者、我棄姑入泉下矣。」羣少年歎息去、相戒勿復犯。卒以壽終。王化無遐邇、人物不圯地。吾於獠貞婦益信。

㉑女子衣短至腰、裙長及地。皆織五采絨線於青布、若錦繡。裙尤刺絳極工、用七八幅、襞積至百餘。康熙五十三年元夕、予在陳公（元龍）幕府。有飾童子、為獠女踏歌者。其衣裙俱購之獠女、其妝亦預習諸獠女。髻向前橫梳為飾、耳環甚大、露頸跣足、人皆曰肖也。

②其所居曰高欄、亦曰麻欄。架木為之、兩層如樓。上以棲人、下棲畜。

③俗亦尚歌、以歌為媒。男書歌於扇、以贈女。女織歌於帨、以贈男。亦尚舞、以被覆首而舞、曰桃葉舞。

④狼人。語言与獾同。稍勁、其兵最強。(中略)其俗、幼習歌、男女皆倚歌、以自配。女及笄、父母縱之山野間。少年從者且數十、以次而歌、視女答歌之意、為去留。一人留、則衆皆散。男鑄歌詞於榕木擔、細字若蠅。間以金彩花鳥、沐以漆、而贈女。女則繡囊錦帶、以答男、遂為夫婦。

《土官志》

⑤広西土司、府二・州三十・県四。其長皆土官。府之同知・州之吏目・県之典吏、則皆部選、曰流官。賦稅・訟獄・徵發・期會、皆決於土官、而流官不与焉。其長皆襲。自元明迄今、遠者垂四百年、近亦二三百年、若古諸侯之國。

⑥嫡長子生、則具文書報、制府以達於部。父死則襲、仲叔庶長不得爭。

⑦其土官襲而幼、則其母若祖母、撰篆視事、曰官祖母某氏。官母某氏、見於往来上下文移。有公事、則某氏出會議。或修怨、領兵相攻、亦某氏親往、不以婦人自嫌。官壯者、其妻亦時命設兩公座於堂、出与其夫同視事。或帥女隊、戎服跨馬出獵。夜則屯山野中、旬日半月始返。

⑧蓋其(土官)盤踞久遠、種族甚盛、威勇梟悍、素足以壓服、其衆而甘為之下、是故長其土、土人事之若國君、生殺唯命。雖易土為流、勢有所不能也。

⑨近時、江西・湖広暨浙紹興之薄有技而不遇者、避罪亡命者、皆

入土司中。土司輒留授廩舍、妻以土女。視其技之短長、而上下其廉饒焉。於是皆竭智殫能、各獻其所長、而文史・琴棋・醫卜・種芸・賈販・工匠之屬畢至、宛然文物盛矣。

二、非土司型チュアン族

(一) 分布地域

まず、史料①によると、チュアン族は桂林・平楽・梧州・潯州・南寧・柳州・慶遠・思恩の各府、つまり当時の広西の直轄地の全域にわたって分布していた。更に②によると、その中でも桂林府の靈川・陽朔・永福県・永寧州、平樂府の荔浦・永安・賀県、梧州府の懷集県、鬱林州、潯州府の平南県、柳州府等に特に多く居住していた、という。

(二) 村落の立地条件と生業様式

村落の立地条件については②によると、ヤオ族やチュアン族は「險阻を好み」⇨専ら山間部に居住し、「冲」⇨山間の小規模な平坦地で耕作を行っており、沿河の平野部には進出していなかった。このため総じてヤオ族・チュアン族は山地に、「民」は平地に、という居住形態上の棲み分け(「分土而居」)の現象が生じていた、という。

但し、注意したいのは広西の中でも地域的変差が見られ、また地域によってはさらにそれに時間的変化が発生しつつあった点である。すなわち①によると、「右江三府」⇨柳州・慶遠・思恩府では漢族は府県城内に居住するのみで、城外、とりわけ山間部(山隘の谷底平野を含む)はヤオ族・チュアン族の居住地となっており(「皆依山傍

谷⁽⁵⁾」、そして平野部は荒地と化していた。他方、桂林・平樂・梧州・潯州・南寧府では、府県城内などを除く鄉村地帯では「入り混じった碁石のように」チュアン族の村落と漢族の村落とが錯綜した状態で立地していた。先の②の記事を考慮に入れると、桂林府等の地域では、かつては山棲みであったチュアン族が次第に平地に進出しつつあったように推測される⁽⁶⁾。なお、右の①の記事では「民夷雜居」と記されているが、「民村」と「獐村」とが区別されていることからすれば、この段階ではまだ漢族とチュアン族とが同一村落に共住するには至っていないように思われる。この点、清代に入ると⑦に見えるように、漢族とチュアン族とが互いに「往来」し通婚を行うようになり、両者が同一村落に共住し始めたであろうことをも想像せしめる。

次に、生業様式について、①②からチュアン族は山間部の僅かな平坦地で農耕生活を営んでいたことが窺われるが、この点について③によると水田は一、二割程度に過ぎず（恐らくは早田が耕地の多数を占めていたものと推測される）、また麦・粟の栽培が見られなかった、という⁽⁷⁾。

(三) 漢族との関係

(イ) 統治権力との関係

明代中期から末期、万曆前半期にかけて広西の各地でチュアン族の武装蜂起が発生した。たとえば④には、韓雍による大藤峽ヤオ族の、王守仁による思恩・田州土司の弾圧⁽⁸⁾の外、古田県のチュアン族や府江・懷遠県・八寨のチュアン族とヤオ族の蜂起が指摘されている⁽⁹⁾。

しかし、これらの蜂起は『広志繹』が著された万曆二十五年迄に

は統治権力によりほぼ弾圧され、そしてチュアン族は「籍に附せられ」⁽¹⁰⁾。「糧を輸す」⁽¹¹⁾ようになった。チュアン族は既にその頃から「ヤオ族と比較すると」性は稍や馴にして制服し易い⁽¹²⁾と言われていたが、清代に入ると「治平久しく」ますます「馴良」と称されるようになった⁽¹³⁾。

但し、注意したいのはチュアン族が「祖宗に仇有らば、子孫は九世に至りて猶お殺伐を興す」⁽¹⁴⁾、「出入するに必ず弓矢を挟み、睚眦の怨みと雖も必ず相い撃殺す」⁽¹⁵⁾と表現されている点である。それは恐らく漢族と本格的に接触する以前から自衛の必要上生じた習俗であるとともに、蜂起の余燼が根強く残存していたためでもあるように思われる。

ともあれ、明末清初においてチュアン族は統治権力によって弾圧された後、編籍され始め総じて「馴良」と云われながらも、なおも個別的には一定の武装力を保持するものが少なくなかったことが指摘されるとともに、その背景として蜂起の余燼の残存が窺われる。

(ロ) 地主との関係

チュアン族は統治権力による弾圧を経て編籍されたが、しかし官側との接触を畏怖するために⁽¹⁶⁾、自ら官府に赴き税糧を納入することができず、それゆえ田土を最寄りの漢族に寄託し、名義上その「佃丁」となり、漢族地主（「業主」）を媒介として税糧を納入するようになった⁽¹⁷⁾。なお、⑭では「吏・民の猜なる者」が税糧納入を請け負い、それを契機に「田主」と言われるようになった。数世代を経た後には、元来自分の土地ではなかったことを忘れ、チュアン族に対して納租を要求した。ところが漢族地主はチュアン族が税糧として納入する額の半餘をも横領した、という⁽¹⁸⁾。つまり地主は、もとのチュアン族の田土に課されていた税糧の二倍もの額を「租」としてチュアン族に要求したのである⁽¹⁹⁾。こうし

て地主はチュアン族の田土を集積し、それらの田土を専ら「佃丁」^①にチュアン族に耕作させ、自らは不在地主化して行った。なお、^②にチュアン族が「城中の人の佃丁と為る」と述べられていることからすれば、これらの地主は府県城内に居住するようになった。チュアン族の田土を典買した地主の中には、実際にはその田土の所在さえ知らない者さえ出現した、という(①)。かくてチュアン族の田土は次第にその弱点を利用した「猾なる」漢族に横領されて行き、両者の間に土地をめぐる争いが発生した際にも統治権力は概ね漢族の側に有利な裁定を下し、チュアン族の佃農化が一層進行することとなったのである。(②)。

ところで①に「獐村は獐居りて獐耕す」・「民は既に敢えて獐の村に居らず」と指摘されていることからすれば、チュアン族は佃農化する方向へ向かいつつあったとはいえ、その村落は(そして恐らくは村落内部の独自の社会体制も)依然解体されずに維持されていたように考えられる。この点についていえば、少なくとも明末清初の段階では地主に個別的に、そしてつよく隷属するような佃農の姿をチュアン族のもとに見出すことは困難であろう。

(ハ) 外省商人との関係

明末以降、商人、とりわけ広東商人の広西への進出が開始された。例えば③では、広西から広東へ木材・穀米が、広東から広西へ塩が運ばれており、広東商人がそれに関わっていたようである。

この広東商人とチュアン族との関係について④に興味深い記事が見られる(これと類似の内容を持つ記事が屈大均『広東新語』巻二「五虫語」に見出され、従ってその検討に際しては両書を対照する必要がある。⑤によると、チュアン族の婦人は「蠱」術(毒性を持つ虫・小動物・植物等を使用しての一種の呪詛行為)を行う。そして「客」がチュアン族の居住地に来てこの婦人と「私」する状況

が見られたというが、この点について『広東新語』を見ると、「客」とは具体的には「粵東之估客」^⑥広東商人であり、「私」とは広東商人がチュアン族の婦人のもとへ婿入りする行為を示すことが判る。なお、⑦の続文では、かの商人が婦人と「別」れ(広東に帰郷し)ようと欲すれば、婦人は商人が再び自分のもとに戻ってくるように期限を定めて「蠱を下した」という(期限通りに帰らねば「蠱」が腹中で再生して商人を殺すこととなる)。以下、「蠱」が靈魂をもつことや「蠱」を抜う方法、それがチュアン族女性に代々継承されていたことなどが述べられている。

ともあれ、この記事より清初、広東商人、それも恐らくは行商人が商品の販売や販路の拡大を目的として、チュアン族婦人のもとへ婿入りするようになったことが指摘されるところに、このような商業形態からすれば、広東商人を主要な担い手とするチュアン族の居住地への商品経済の浸透はまだ本格化していなかったであろうことが推測される。

(ニ) 漢族との通婚

先の記事は漢族がチュアン族のもとへ婿入りする形態であったが、^⑧によるとチュアン族女性が漢族のもとへ嫁出する場合も見られた。すなわち、漢族男性のもとへ嫁入りしたチュアン族女性は、夫の死後も夫方に留まり、姑に孝養を尽くす日々を過ごした。或る時、チュアン族の青年たちが「竹枝歌」(情歌)を贈り求婚したが、彼女はこれを拒絶して寡婦のまま一生を終え、かくて「貞婦」として統治権力によって特に旌表されることとなったのである。

これより先の記事とともに清初、チュアン族と漢族との間に、特にチュアン族女性と漢族男性との配偶を中心とする通婚が行われるようになったことが指摘される(さらにチュアン族の青年たちの行

動から想像すれば「貞婦」の住む村落と青年たちの住む村落とは同一であるか、もしくは接近しているようであり、チュアン族と漢族の村落が錯綜して形成されるようになったことを裏付ける)が、とはいえ、この段階ではそれはまだ一般化していなかったように思われる。この点については後に更めてふれることとし、次にはチュアン族の社会について検討しよう。

(四) 社会体制

明末のチュアン族の社会体制については⑤の記事が有力な手懸となる。これによると、チュアン族の村落相互の間で紛争が起こり死者が出た際には、死者の数を「頭」を単位として数え「頭」ごとに数十〜百「両」を賠償させた(この場合「両」とは、銀ではなく豚・鶏・布等の物であり、豚一匹・鶏一羽・布一疋が各々一「両」に相当した)が、この時に双方の村落の「撫安獐老」がその調停を行い「截刀」して誓約を結び、かくてその紛争が落着いた、という。

この記事より、チュアン族の村落に「獐老」を統率者(特に紛争の調停者としての機能が大きい)とする独自の社会体制が形成されていたことが判明するのであり、そしてこの状況は「ヤオやチュアン同士が殺し合っても官に訴えない(つまり村落内部で処理される)」という俗諺が流布するほど当時広範に見られたように思われる。

なお、注意したいのは、ここで「獐老」が「撫安獐老」と称されている点である。「撫安」とは、恐らくは統治権力の征撫を受けて編籍されたチュアン族を指しているように思われる。そうだとすれば、編籍された後も暫くは「獐老」を統率者とするチュアン族の村落内社会体制が解体されないまま中華帝国の統治機構の末端に位置付けられたことが推測される。

ところで、当時のチュアン族の親族組織については不明な部分が多いが、この点について⑥を見ると、チュアン族の男性は弓矢で武装しており、怨恨を残すような事件が発生した際には互いに武闘した。しかもそれは当事者の間のみならず、その子孫の世代にまで及んだ。被害者の男児が幼少で仇を報ずる能力がない場合には庭に樹木を植えて怨みを不断に記憶し、やがて樹木とともに成長した後に加害者を殺し仇を報じた。さらに仇として殺された者の子も同様に復讐を行った。こうして何世代にもわたって報復闘争が展開されることとなった。⑥でも祖宗に仇があれば子孫は九世に至るまで殺伐を行うことが指摘されており、従って報復闘争は当事者の父系の直系の子孫を中心として行われたことが判る。この点について、さらに雍正『広西通志』卷九二諸蛮所引・鄭露△赤雅▽に、武闘の際に男性が殺傷されれば「姓」△宗族どうしの間で報復闘争が行われたことが指摘されており、双方の当事者が所属する宗族△父系親族集団が報復の単位となっていたことが推測される。

ところで注意したいのは女性が被害者となる場合である。先の雍正『広西通志』所引△赤雅▽の続文によると、既婚婦人が殺傷された場合には(夫方の者よりもむしろ)彼女の父母・オジ・兄弟の血縁関係者全員が中心となって復讐を行い、さらには他人(恐らく友人や近隣)の助力をも得た、という(この習俗は「洗面」と称される)。このようなあり方は恐らく当時の漢族のもとには無く、それゆえに著者の注意を惹き特に記録に留められたように考えられる。ともあれ、これらの記事だけから当時のチュアン族の親族組織の全貌を復原するのは困難であるが、しかし少なくとも宗族という漢族的な父系原理の存在が認められるとともにそれはまた異質な要素が同時併存的に見られたことが指摘されるであろう。

(五) 文化

これらの史料には、チュアン族の文化に関する記事も僅かながら収録されている。それらは服飾・住居等の物質文化や婚姻習俗等の方面に限定されており、従ってチュアン族の伝統文化を全面的に復原することは困難であるが、しかしそのための手懸の一つとなるように思われる。

(イ) 服飾

⑱⑳によるとチュアン族は、青色の布に蠟纈染ないし刺繍で模様を施し、更に襟・袖口に五色の糸で刺繍をした、「錦繡の如く華麗な衣服を好んで着用した、という。また㉑によると、女性の上衣は短い、スカートは地面にとどくほど長く、多く(百以上)の皺があり(ために製作に当っては多くの布地が必要とされた)、さらに非常に精巧な刺繍が施された形状であった。さらに㉒の統文では、(漢族の童子がチュアン族女性の装いを模倣した事例ではあるが)鬘を結い耳飾り(耳環)をつけ、そして頸部を露出し裸足であったという。⁽¹⁷⁾

(ロ) 住居

⑭⑵によるとチュアン族は、貧富を問わず「麻欄」・「高欄」⁽²²⁾、「欄」⁽¹⁴⁾、すなわち干欄(高床)式住居を好み、それは上層が人間の居住空間とされ、下層に家畜を飼養するものであったことが指摘されている。⁽¹⁸⁾

さらに、万曆『広西通志』卷三三外夷・諸夷種類彙のの記事を参照すると、それは漢族の住居のような土壁ではなく、木造建築(屋根は茅ぶき)であったようである。⁽¹⁹⁾

(ハ) 婚姻習俗

㉓によると、チュアン族は唱歌を好み、歌(の掛け合い)を媒介として配偶者を選択していた(万曆『広西通志』卷三三彙のの記事によると、それは春に山頂や水辺で男女の集団の間で一日をかけて行われた⁽²⁰⁾。その具体的方法は、まず男性が扇面に歌を書いて意中の女性に贈り、その(その返答として)女性が帨に歌を織り込み男性に贈る、というものであった(その際、実際に音声を発しての唱歌を伴ったであろうことが万曆『広西通志』の記事(註20)により確認される)。

宣徳『桂林郡誌』卷二十雜志・諸番蛮夷彙によりますと、こうして男女が配偶者を選択した後、そのことを父母に告げて承認を得、そして両家の間で「致礼」がなされ(恐らく婚資の支払いを含めた贈与行為が伴う)かくて婚姻の成立へと至ったようである。⁽²¹⁾

しかし成婚の後、㉔によると、新婦は専ら生家に居住し、春の耕種・秋の収穫や祭りの際にのみ夫家へ赴いた。その際、夫と同宿せず、(生家の)隣家の婦人の部屋に寄宿した。⁽²²⁾そして一、二年後新居が完成してから新婦は初めてそこに定居した、という。この点について万曆『広西通志』(註20)を参照すると、チュアン族は結婚を契機に分家する(住居・生計ともに生家から独立する)が、のち数年の間、新婦は生家に住んだ。その間、夫と「野合」し、受胎すると密かに夫にそのことを告げ夫は新居の建築に取りかかった、という。こうして新居が完成した後、新婦は初めて夫方に移って住ることとなるのである。

このようなチュアン族の婚姻習俗は通常「不落夫家」と称され、かなり後世にまで維持されたが、問題となるのはチュアン族の社会・文化の脈絡の中でチュアン族の人々にとってそれがいかなる意義を持つものとして認識されていたか、という点である。この点につ

いてはここでは立ち行つた検討を行う余裕がないが、前掲の宣徳『桂林郡志』（註21）の続文に、女性が受胎して夫家に帰って初めて夫婦となるのであり、もし受胎しなければ夫家に帰らない（恐らく婚姻が解消される）ことが述べられている。少なくとも当時のチュアン族の人々にとって受胎・出産という行為が婚姻を永久的なものとする基準として重視されていたこと、そしてそれは（このような記事が特に漢族によって残されたこと自体から容易に推測されるように）漢族の婚姻習俗とは異なるものであったことが指摘されるであろう。

（ホ）明末清初におけるチュアン族の文化変容

以上に挙げたチュアン族の文化についての記事から我われは、現在では多くの地域で殆ど姿を消した⁽²⁴⁾伝統文化の多くが、少なくとも明末清初においてはまだ根強く存在していたことを知ることができるのである。とはいえ同時にそれに変化が萌しつつあったことを見逃すことはできない。

この点について重要な手懸となるのが先に挙げた（「漢族との婚姻」の項）チュアン族の「貞婦」の記事である。すなわち、かの「貞婦」はチュアン族の婚俗によらず、専ら漢族の儒教的規範に基き夫家に住み、夫の死後も姑に仕える生活を送っている（恐らく「不落夫家」をも行っていない）が、他方チュアン族の青年たちはチュアン族の習俗（恐らく寡婦の再嫁が特に非難の対象とならない）に従って彼女に求婚している。青年たちのこの行動からすると伝統習俗を遵守する者が依然チュアン族の多数を占めていたように思われるが、しかし「貞婦」の行動からすると一部のチュアン族は漢族との通婚を一つの契機として習俗を変えつつあったことが指摘されるであろう。

三、土司型チュアン族

明清時代の史料では、広西西部の長期にわたって土司・土官の支配下に置かれた地域の住民は通常「狼人」と称され、直轄地の「獠」とは区別されることが多い。しかしそれは漢族の側からの土司の軍隊に対する呼称⁽²⁵⁾「狼兵」に由来する用語であり、従って民族名称ではない。その上、「狼」と「獠」との同一性を指摘する史料も少なからず存在し、また言語・習俗についても両者は酷似しており、さらにチュアン族の民族形成史における顕著な複合性⁽²⁶⁾等の諸点から判断すると、「狼」なる名称で分類される者の多半（全部ではない）⁽²⁷⁾が略々チュアン族に帰属するものと考えても重大な支障は生じないであろう。本章では、王士性・黄之雋の著作中に見える「狼」⁽²⁸⁾土司型チュアン族に関する記事の検討を行いたい。

（一）統治権力との関係

抑々、土司・土官は中国の統治権力により各々の領地⁽²⁹⁾によると清初広西には計三十六の土官が存在したという）における世襲の支配権を承認されていた。とはいえ、同時に統治権力に対して一定の任務を負う関係にあった。

この点について⑨によると、「国税」を納入する外、有事の際には軍事徴発を受けた。「国税」とは税糧を指すが、それは恐らくは多分に名目的なものに過ぎず（直轄地の場合と同額であったとは考えられない）⁽²⁸⁾、しかも土官を通じて代納される方式がとられていた。他方、その軍事徴発は重視された⁽²⁹⁾。すなわち明代中期以降、直轄地においてヤオ族やチュアン族の蜂起が頻発するに至り、精強を以て

知られる狼兵⁽³⁰⁾が徵発され蜂起の弾圧に活躍し、また要害の地におかれた軍事施設に屯駐し、田土(狼田)を支配され、防御と耕作の任務(戍守)に当った。

⑩によると、軍事徵発の際には特に右江流域の土官の軍隊が重用され、左江流域のそれは弱卒で徵発に堪えなかった⁽³¹⁾。徵発された土兵は狼兵に対しては軍糧が支給されたが、指揮官たる土官がそれらを横領したために兵卒は軍糧の自弁を余儀なくされた⁽³²⁾。土官はまた兵員数を実際より多く申告し軍糧の増給を企図した。かくて狼兵は残衰し、その戍守の制度の円滑な運営が困難になり形骸化して行ったという。

明代、広西の土官は「桀驁難治」と称され⁽³⁰⁾、思恩・田州のように統治権力による弾圧を受けたものもあつた。右の思恩府等を含む若干の土官領が明末以降、「改土歸(為)流」政策よって直轄地化されたり、土司の副官として流官が任命されたが、特に後者の場合について⑩によると、賦税徴収・裁判・軍事徵発・会議の招集等、領内の統治に関しては実際には全て土官が掌握しており、流官は参与することができなかったことが指摘されており、この段階では本当の意味での直轄地化が進行していなかったこと一端が窺われる。ところで、土官の継承について、明代において屢々同族の間で継承をめぐる争いが発生した。⑩ではそれが土官同士の戦争とともに頻発したことが指摘されている。この点、清代に入ると、⑥に見えるように、土司に嫡長子が誕生した際に公文書で制府(巡撫)に届出させ、嫡長子による継承が制度化されたようである。

なお、土官の継承の際に、⑨によると(土官が死亡して継子が幼少の場合)その祖母・母が護印し政務を代行した。この点、②でも公文書に「官祖母某氏」・「官母某氏」と書かれたこと、彼女たち

が会議に出席したり自ら軍隊を率いて戦争を行ったこと、さらに土官の妻が政庁に夫と並座し政務に参画したり、女隊を率いて狩獵を行ったことが指摘されており、土官の同族以外にも母や妻の政治・社会的役割が重視されていたことが窺われる⁽³³⁾。

(二) 土官領における統治の状況

前掲の⑨によると、土官の領地の住民は国家に税糧を負担する外、土官に対しても別に税役を納入することを義務付けられていた。また、土司同士の戦争⁽³⁴⁾や統治権力により徵発される際には兵卒として従軍せねばならなかった(その場合、先述のように軍糧を土官に横領された)。

さらにその続文によると、土官に慶事や罰贖があつた際には費用は全て住民に割り当てられた。その上、少しでも土司の意に沿わないことがあれば、本人が殺された上、家族・家財も没官された。刑罰も土官によって恣意的に執行された。かくて住民は、直轄地でのそれをはるかに越える苛酷な負担に堪えかねて往々直轄地へと逃亡した、という。この点について⑩でも、土官が生殺与奪の権を掌握し「素足で圧服する」ように住民を支配しており、他方住民は「国君」につかえるように土官に服従していたことが指摘されている⁽³⁵⁾。

なお、このような土官による支配の状況について、広西の中でも地域的変差が見られたようである。すなわち⑨によると、右江流域の土官領では法が嚴重で住民は土官に隷属していたが、左江流域では土官の勢力が比較的弱体で住民に追われたり殺される事態さえ発生した、という。この相異は土官と統治権力との関係の上にも反映されており、(総じて「桀驁難治」と称されながらも)右江の土官は驕慢で往々国法に従わず、他方左江のそれは国法をおそれた、と

いう。

以上の記事は、土官の臣下としての「土目」の存在形態⁽³⁶⁾やそれを含めた土官領内での土地所有の実態の描写が欠落している点で土司社会を把握するには十分ではないが、しかし少なくとも土官が階級支配者として強権を以て領内を君臨するという支配のあり方に関する限り、統治権力によって直接支配される非土司型の場合と比較して、漢族の政治・社会上の影響の度合の強弱という点において顕著な相異が見られたことが指摘されるであろう。

(三) 土司型チュアン族の文化と漢文化の移入

④に「狼人」＝土司型チュアン族の文化に関する短い記事がある。すなわち言語や、配偶者の決定を男女の集団間の歌の掛け合いによって行う習俗が挙げられているが、(②)とでは男女の間での贈答品の細かな違いがあるが、それらは非土司型のものと同じである。

ところで、②には土官領への漢文化の移入に関する記事がある。すなわち、江西・湖広や浙江の紹興の出身で何らかの技能(文史・琴棋・医卜・種芸・商人・工匠等)を持つが不遇な者や亡命した罪人が土官領に来住したが、土官は彼等に宿舎を提供し住民の娘を娶らせ、それぞれの技能の優劣に応じて俸給をも支給した。かくてそれらの者たちは知力を尽くして土官領における文物の興隆に貢献した、という。

右の記事より、半独立国たる土官領への漢文化の移入⁽³⁷⁾の経緯が窺い知られるが、注意したいのはそれが土官の保護によってはじめて可能になった点である。それは裏返すと漢文化の移入がとりもなおさず土官の制約の下に置かれていたことをも意味しているように思われる。そうだとすると、土官の存在は同時にチュアン族の伝統文化を保存する方向にも作用したであろうことが推測される。この点

漢文化の移入について制約条件を持たない非土司型のチュアン族、特に広西中東部のものの場合と比較すると大きな相異が見られる。

四、結びに代えて

以上、本稿では、主に王士性・黄之雋の著作を通じて明末清初におけるチュアン族の実態についていささか検討を行ったが、その要点は次の如くである。

非土司型チュアン族は、政治・社会・文化の各方面で伝統的な要素を保持しながらも、同時に漢族の影響によりそれに変化が発生しつつあった。すなわち、「獐村」に居住し「獐老」を統率者とする独自の政治・社会体制の下で一定の武装力を保持しており、また親族組織は必ずしも父系的な原理によって一元的に組織される性質のものではなく、母方の親族も重要な役割を担っていたようである。さらに衣服・住居・婚姻習俗等の方面でも伝統を維持していた。しかし、同時に、その村落が平地に漢族の村落と錯綜して形成され、恐らく同一村落への共住さえ行われるようになり、また統治権力によって編籍され始めるとともに漢族地主への佃農化が方向付けられた。チュアン族のもとへの商品経済の浸透は本格化してはいなかったが、広東商人の進出が行われ始め、また広東商人をも含む漢族男性とチュアン族女性との通婚が開始されるようになった。そして婚姻等の習俗にも変化が生じつつあった。

他方、土司型チュアン族は統治権力に対する一定の義務を負担してはいたものの、その領内では強権を誇る土官が住民の生殺与奪の権を掌握・行使しており、この点で非土司型のものと同政治・社会体制上の顕著な相異が見られた。漢文化の移入も土官の主導の下に行

われており（それは別の面からするとチュアン族の伝統文化がより多く保存される結果となったであろうと思われる）、この点でも非土司型のものとは逕庭があった。

ところで本稿では十分に検討する余裕がなかったが、残された検討課題は少なくない。すなわち、まず非土司型チュアン族における地域・生態上の変差について、広西の中でも中東部と西北部とは異なっており、さらに平地に進出したものと山間に住むものともその生態が一樣でなかったであろう。この相異は両者の歴史過程にも反映されたはずである。次に漢族との関係について、本稿でも広東商人の広西への進出とチュアン族との関係について言及したが、この点についても更めて明清時代を通じて検討されねばならないであろう。さらにチュアン族の文化の変容の過程についても先の地域・生態的変差をふまえてつと史料を博搜した通時的な検討が必要である。

また、土司型チュアン族についても、土官領内の諸階層とそれらの相互の間の土地所有を含む社会関係を具体的に検討した上で、さらにそれが「改土帰流」や清代中期以降の漢族移民の来住という事態を経てどのように変化して行ったのかを、非土司型のものと比較しながら追究する作業が必須である。

註

(1) 浙江臨海県の出身で王宗沐の従子。万曆五年（1577）の進士。朗陵知県、礼科給事中（以上、康熙『台州府志』卷十本伝）、吏科給事中（『明史』卷二三王宗沐伝附）を経て万曆十六年（1588）四川布政使司右参議となり（『明神宗実録』卷二〇四）、翌年四月乙酉、広西右参議となった（同書卷二一〇）。のち雲南副

使（その年次は不明であるが同年十二月戊寅に別人が広西右参議になっていふことからすれば同じころであろう）を経て同十九年河南提学副使（同書卷二三八）となり、さらに山東督糧左参政（同書卷二五五）、南京太僕寺少卿（同書卷二八七）、南京鴻臚寺卿（同書卷二八八）を歴任した。この間、『五獄遊記』『広遊志』等を著わしたが、のち万曆二十五年（1597）病床につき、かつての行跡を回想して更に『広志釋』六卷を著わした（自序。なお巻六の「四夷輯」は散佚し現在残されていない。

(2) 江蘇華亭県の出身で、康熙五十〇五十七年、広西に逗留し翰林院庶吉士、同編修、提督福建学政等を歴任した（『清史列伝』卷七十一本伝）。

(3) この書は他に雍正『広西通志』、嘉慶『広西通志』、乾隆『慶遠府志』、道光『龍勝府志』等にも収録されているが、本稿では最も早期に成立した『粵西叢載』（著者汪森は康熙三十二年、桂林府通判に任官した）に収録されたものを使用する。

(4) なお、「民」という語で表示される範疇には、必ずしも漢族のみならず編民化された少数民族が含まれる場合があるが、少なくともこの時期においては漢族がその多くを占めていたように思われる。

(5) この記事および③の記事から平野部が当時一面の荒地の様相を呈していたことが知られるが、その背景として、広西における農業技術が恐らくは比較的低い水準にあったことと戦乱（チュアン族の蜂起と統治権力による弾圧、さらに南明の永曆帝政権や三藩関係の動乱）による荒廃とが想定される。

(6) その背景として明初・永楽年間以降に漢族地主によって行な

われたチュアン族の招佃が挙げられる。なお、この点については

「塚田、1985b」を参照。

(7) 当時の山間部のチュアン族の農業技術について『古今圖書集成』職方典∨卷一四一〇・柳州府風俗考∨雜容具∨に次の記事がある(傍点筆者。以下同じ)。

居万山之中、種多漢少。不尚讀書、只信巫鬼。稍有睚眦、即率衆相鬪、喜報仇。不知播種桑麻、惟耕田為活。輪租之外、剩以贖口、以至窮者類多。且以山為田、又無溝澮蓄水灌溉、倘雨沢愆期、禾苗立槁。

すなわちチュアン族は桑麻を植えず稲作に一元的に依存し、また灌溉設備を持たず専ら天水に依存する農業形態にあった。

(8) その経過については(谷口、一九八二)を参照。

(9) この記事では「小醜」と表現されているが、非土司型チュアン族の蜂起の中では韋氏父子に率いられた古田県のチュアン族集団のそれが最大のものであった。弘治年間から隆慶に至るまで古田県治を占拠し、嘉靖四十二年(1563)十二月には省城の桂林を襲撃し布政使司右参政黎民表を殺害した(記事の「殺黎大參」はこの事件を指す)。しかし隆慶五年(1571)には統治権力に弾圧され潰滅した(記事の「古田一挙、大快積憤」はこのことを指す)。

なお、これらの蜂起の原因・結果等の問題については「塚田、一九八五b」を参照。

(10) チュアン族に対する編籍の進行過程については「塚田、一九八七」を参照。

(11) チュアン族の佃農化については「塚田、一九八五b」の外に、太平天国期の横州・永淳県チュアン族の「反乱」を全面的に検討した稲田清一氏の労作において論及されている(稲田、一九八八)。

稲田氏の論点のうち当面の主題に直接関わる部分は次の二点である。

(一) チュアン族が官府との接触を嫌い漢族を代納者として納税したことから、チュアン族・漢族ともに自分こそが土地所有者であると思うことができるような特殊な土地の二重所有の状況が見られるようになったこと(その場合、チュアン族と耕作地との関係は従前のままで、その上に地主の収租権が設定される形態であった)、(二) それはチュアン族自身の、民族的自律性を保持するための主体的選択の結果であること。

右の(一)については、本稿で使用した史料からも窺われ筆者は基本的に同意する。しかし(二)については少し検討を要する。というのは、漢族の強大な影響の下で広西の全てのチュアン族が自律性を堅持する方向のみを志向したことは考え難く、逆に地主・官僚化したり漢族と通婚して、いわば漢族社会の成員となることを望んだチュアン族もまた少なくなかったであろうと思われるからである。

(12)

西粵土州、其婦人寡者、曰鬼妻、土人弗娶也。粵東之估客、多往贅焉。欲婦則必与要約。三年返、則其婦下三年之蠱、五年則下五年之蠱、謂之定年藥。愆期則蠱發、膨脹而死。如期返、其婦以藥解之、輒得無恙。

『広東新語』は黄之雋が広西に来る以前の康熙三十九年(1700)に刊行されており、黄が右の記事を参考にした可能性も無くはないが、しかし黄の「蠱」に関する記事には『広東新語』には見えない記事も含まれており必ずしも前書の引用とは断定できない。

(13) この康熙年間の事例を含むチュアン族と漢族との通婚関係の歴史の変遷については「塚田、一九八八」を参照。

(14) この賠償方式については万曆『広西通志』卷三三外夷・諸夷

種類へ獮にも類似的の記事がある。

本類相仇、織芥不已。雖累世、必復其鬪。或誤殺人者、以牛畜為償。或數十頭至百頭、名曰人頭錢。

ここでは牛も賠償品の中に含まれており、またそれが「人頭錢」と呼ばれていたことが知られる(但し、「頭」の計算方法が⑤の記事ほど明確に記されていない)。

(15) 「獮老」の機能については(塚田、一九八七)を参照。

(16)

獮人好殺、一語不相能、輒挺刃而鬪。鬪或傷其一、由此世世為讐。然傷男子、讐只一姓。若傷其婦、而婦之父母・伯叔・兄弟、皆怨家焉、借人助殺、謂之洗面。

(17) 男性の衣服については雍正『広西通志』卷九二に、「男衣短窄、裂布束脛」とある。なお、『粵西叢載』卷二四へ獮所引の『永福県志』に、女性が手に刺青をしていたことが指摘されている。

(18) このような形式の住居については『広東新語』卷七人語へ輩人へに、

獮惟粵西多有之。自荔浦至平南、獮与民雜居、不可辨。大抵屋居者民、欄居者獮。欄架木為之、上以棲人、下以棲群畜。名欄房、亦曰高欄、曰麻欄子。

とあり、チュアン族と漢族とを識別する基準とされるほど当時のチュアン族のもとに多くみられた。

(19)

居舍、茅緝而不塗、衡板為閣。上以棲止、下畜牛羊猪犬。謂之麻欄。

(20)

子大娶婦、別欄另爨。娶日、妻即還父母家、夜与隣女作処。数

年回時、間与夫野合二三。覺有娠、乃密告其夫作欄。(中略)

少婦、於春時、三五為伴、採芳拾翠於山椒水湄、歌唱為樂。少男、亦三五為群、歌以赴之。一唱一和、竟日乃已、以衣帶相贈答去。

(21)

其俗、男女年及冠笄、出遊山林。男唱而女和、各適其情。自相配合、以贈遺結殷勤、而後告父母致礼。成婚之日、婦歸夫家、不見舅姑、不接其夫、從便戸以出。則求野合、俟有娠、然後婦始為夫婦。無娠、則不婦也。

なお、配偶者の選択に際しては同姓であっても(恐らくはリネージが異なるか、もしくは近親者以外は)婚姻が可能であったようである。

(22) ⑤の記事の文脈からすると、新婦は「夫家」の隣家の婦人のもとに寄宿したように受け取られるが、この点、前掲(註20)の万曆『広西通志』では新婦の実家の隣家とされている。恐らく後者のほうが正しいであろう。この点、『赤雅』卷上へ丁婦へに、

娶日、其女即還母家、与隣女作処。間与其夫野合、有身乃潜告。其夫作欄以待、生子始称为婦也。

とあり、右の推測が一層裏付けられよう。

(23) 前掲の『赤雅』の記事(註22)にも「子を生みて始めて称して婦と為す」と述べられている。

なお、⑤には、新婦がその不落夫家の期間中に夫以外の男性と私通して受胎するので初生子は全て他人の子である、と述べられている。しかし、果してこの記事の通りに当時のチュアン族の社会において生子の嫡出性がさほど重視されていなかったのか、或は漢族士大夫層の自民族中心主義に根ざす誤解に過ぎないのかは判断し難い。

(24) 現在のチュアン族の文化については〔覃国生・梁庭望・韋星朗、一九八四〕〔梁庭望（編）、一九八七〕が参考となる。これらにより、言語を除くチュアン族の伝統文化が、特に平地・山麓部では非常に少なくなっているか、もしくは形骸化している状況を知ることができる。

(25) たとえば、順治『陽山県志』巻一輿地・風俗〈獠〉に、

〔獠〕原係広西狼兵。天順間、奉調征剿、就此生聚。

とある。このように狼兵が徵発され、後にその駐屯地で「獠」と呼ばれるようになった事例は外に『皇清職貢図』巻四〈靈山県獠人〉や道光『連山綏猺序志』巻一總志、等にも見出される。

(26) これについて次の諸点が挙げられる。

(i) 非土司型のチュアン族のかなりの部分が元々明代に湖北湖南・貴州や広西西北辺境地帯から来住したと考えられるが、それは多くの小規模集団による波状的移動という形態であった。〔塚田、一九八五a〕。

(ii) 元代以前にもチュアン族のそれに類似した風俗が広西において見られた（たとえば「壘」や干欄式住居等）。それらは史料上、「獠」と明記されていない点で取扱いに注意を要するが、しかし少なくともチュアン族とは全く関係がなかったとは断定できない。

(iii) 「狼」、および歴史上「濃」・「猺」等と称された集団は新中国の成立以降、チュアン族に帰属するようになった。

(iv) 現在、チュアン族には「布壮」・「布土」・「布儂」等、地域により異なる二十種類余もの自称がある〔中国少数民族編輯組（編）、一九八二〕。

(27) 土司は一種の複合民族社会であり、ヤオ族やミャオ族等の民族も被支配者層の中に含まれたように考えられる。

なお、広西の土司の来歴について、左・右江流域の黄氏や儂氏は唐代に、岑氏や李氏は宋代に史料に登場する〔河原、一九四四〕。〔塚田、一九八三〕。また南丹州の土司莫氏は宋初に見出される〔『文献通考』卷三三一〕。各土司のもとにはその祖先が十一世紀半、儂智高の蜂起の討伐の際に山東等の地から広西へ従軍して来たという伝承があるが、それは河原正博氏がすでに指摘されたように、作偽である可能性が高い〔河原、一九四四〕。

(28) 楊錫紱『四知堂文集』巻四〈請造報土司收成分数疎〉（乾隆七年）に、
蓋土司分布沿辺、世守其地、自治其民。賦税之徵、比流州、不過十分之一。亦無倉貯積穀。原係以土治土、与為羈縻之意。

とある。その上それは屢々、土官が滞納し、また軍事徵発との交換条件等の理由で免除された（たとえば『明美録』の正統十一年十一月、景泰元年四月辛卯、同四年六月癸卯、同五年十一月癸卯の各条）。

(29) この点については岡野昌子氏は、明代の土官の任務は明朝に対して賦役と兵役とを提供することにあつたが、特に明中期以後、兵役負担にその重点がおかれたことを指摘している〔岡野、一九六七〕。なお、岡野氏も論及しているが、土官にはこれらの義務の外に三年に一度の朝貢の義務をも負担していた。

(30) 「其の兵は最強」〔20〕、「（蜂起した）チュアン族が畏服するのは狼兵のみである」〔『明穆宗実録』巻四二、隆慶四年二月癸丑条、殷從儉の上言〕といわれるほどであった。なお、狼兵の徵発の起源と背景、狼田の支給等については〔羅香林、一九三七〕に検討されている。

(31) 『粵西叢載』巻二四〈広西土官〉所引の謝肇淪〈百粵風土記〉に、

諸土司惟田州・泗城最強、南丹次之。(中略)次則東蘭・那地。皆有精兵。其他微小。

とあり、特に右江流域ないし右江以北の土官が強力な軍隊を擁していたことが確認される。

(32) 李樂『見聞雜記』(万曆二十九年序)卷七に、

広西左江兵、不可用。可調惟右江土官、喜於見調兵。人日米一升、計餽月可一錢、俱為土官所得、兵自膏糧。

とある。

(33) 嘉靖三十三年(1554)、江浙の海寇の討伐に際して田州土官岑大寿の母・瓦氏が自ら狼兵を率いて出征し活躍したことはその好例である。なお、瓦氏の事績については〔谷口房男、一九八三〕が参考となる。

(34) 弘治から嘉靖年間にかけて田州・思恩・泗城州等の岑姓土官の間で繰りひろげられた鬭争は、その代表的な事例である。これらの鬭争の経過については〔谷口、一九八二〕において検討されている。

(35) このような支配体制の土台はすでに南宋初期には成立していた〔塚田、一九八三〕。

なお、当時の広西の土官は屢々、春秋・戦国の諸侯に比喩される。②の外にも、③ではその地位の世襲から、④では度重なる相統争いや隣封との戦争の点から喩えられている。

(36) ⑤では土目に罪があれば土官がこれを殺戮するほどの強権を行使したことを強調しているが、実際には土目が土官を殺し傀儡政権を立てたり、或は土官の相統争いに関与したり、状況に応じて様々な場合が見られた。

(37) なお、土官は漢文化の外に中国王朝の政治機構をも取り入れ

た。たとえば、太平土州の衙門には吏戸礼兵刑工の六房が設置されていた〔覃国生等、一九八四〕。

〔参 考 文 献〕

稲田清一

一九八八「太平天国期のチワン族反乱とその背景——広西省横州・

永淳県の場合——」『史林』七十一ノ一

岡野昌子

一九六七「明代土司制度考」『待兼山論叢』創刊号

河原正博

一九四四「広西蛮酋の始遷祖に就いて——左・右江流域を中心と

して——」『南亜細亞学報』二

国家民族問題五種叢書編集委員会編『中国少数民族』編写組(編

一九八一『中国少数民族』人民出版社

谷口房男

一九八二「思恩田州叛乱始末記——明代中期広西右江流域におけ

る土官・土目の叛乱と改土為流——」『史苑』四三ノ一・

二

一九八三「嘉靖海寇反乱掃討と瓦氏夫人」『東洋大学文学部紀要』

三七ノ九

覃国生・梁庭望・韋星期

一九八四「壮族」『民族知識叢書』民族出版社

塚田誠之

一九八三「唐宋時代における華南少数民族の動向——左・右江流

域を中心に——」『史学雑誌』九十二ノ三

一九八五 a 「明代における壮(Zhuang)族の移住と生態——明

清時代壯族史研究(一)——『北大史学』二十五

一九八五b「明清時代における壮(Zhuang)族の佃農化に関する一考察——明清時代壯族史研究(二)——」『東洋学報』六十七ノ一・二

一九八七「明清時代における壮(Zhuang)族統治体制——明清

時代壯族史研究(三)——」『北大史学』二十七

一九八八「チュアン族と漢族との通婚に関する史的考察——十七

世紀末—二十世紀初を中心——」『民博通信』四十三

羅香林

一九三七「狼兵狼田考」『広州学報』一ノ二

梁庭望(編)

一九八七『壯族風俗志』△民族文庫▽中央民族学院出版社